

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C（以下「病院」という。）で看護補助者として業務に従事していた。
- 2 請求人は、食欲不振、入眠困難等の症状が現れ、○年○月○日、D医療機関を受診し、「抑うつ状態」と診断された。

請求人によると、同月○日以降、病院利用者を虐待したとの嫌疑をかけられ、自分の意思や意見が全く通ることなく上司からの長時間にわたる脅迫・拘束を受け、精神的・肉体的に追い込まれ、退職願の記入を強要されたという。

- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発病した精神障害の発病の有無及び発病時期について、E医師は、○年○月○日付け意見書において、○年○月○日にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見しており、請求人が、同日夜頃から入眠困難、食欲不振、抑うつ気分等の症状が出現したとして、同月○日、D医療機関に受診した経緯等に照らすと、当審査会としても、E医師の意見は妥当であると判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事について、請求人は、虐待を疑われたなどと主張しているので、以下、検討する。

病院では、○年○月○日、請求人が勤務していた病棟において、同病棟の利用者の右乳頭下と左太もも内側にあざがあるとの報告があり、虐待事件が疑われたので、同病棟の全職員（請求人を含む。）に聴取を実施したところ、○名の職員から請求人が当該利用者に対し虐待行為を行っていたとの目撃情報があったことから、請求人に対し、○年○月○日の午前、同日の午後及び翌日の午前に聴取を実施するとともに、同人の夜勤勤務を日勤勤務へと変更し、自宅待機を指示したものである。

上記出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）を類推して評価すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人に実施された3回の聴取は、いずれも短時間であり、恫喝や人格を否定する

言動は認められず、夜勤勤務から日勤勤務への変更及び自宅待機についても、請求人が利用者に虐待を行ったとの目撃情報があったことによる措置であって、相応の合理的な理由の裏付けが認められることに加え、請求人は事後対応にも当たっていなかったことから、その心理的負荷の強度は「強」には至らず、「中」にとどまるものと判断する。

(4) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が1つ認められ、その心理的負荷の全体評価も「中」と判断することが相当であるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) ところで、請求人は、民事裁判の和解において会社が虐待の事実がなかったと認めた上で諭旨解雇を取り消したことを根拠に、虐待の事実がないにもかかわらず不当な処分等があったなどと主張しているが、和解調書をも、会社が諭旨解雇の意思を撤回し、会社と請求人との間の労働契約が合意解約されたことは確認できるものの、虐待の事実がないと認めた旨の記載はなく、上記請求人の主張は認められない。

(6) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。